新

- ○船橋市認知症初期集中支援チーム事業実施要綱 (目的)
- み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の 人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」(以 下「支援チーム」という。)を設置し、早期診断・早期対応に 向けた支援体制を構築することを目的に船橋市認知症初期集中 支援チーム事業実施要綱を制定する。 (定義)
- |第2条||この要綱において、支援対象者とは、市内に在住する4||第2条||この要綱において、支援対象者とは、市内に在住する4 0歳以上で、在宅で生活しており、かつ認知症が疑われる人、 又は認知症の人で、次の各号に掲げるいずれかの基準に該当し、 原則として船橋市認知症初期集中支援チーム事業の利用に本人 または家族が同意した者とする。
 - (1) 医療・介護サービスを受けていない者、又は中断をしてい る者で次のいずれかに該当する者
 - ア 認知症疾患の臨床診断を受けていない者
 - イ 継続的な医療サービスを受けていない者
 - ウ 適切な介護サービスに結び付いていない者
 - エ 介護サービスが中断している者
 - (2) 医療サービス・介護サービスを受けているが認知症の行 動・心理症状が顕著なため対応に苦慮している者 (支援チームの設置及び担当する圏域)

- ○船橋市認知症初期集中支援チーム事業実施要綱 (目的)
- |第1条 ||認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住 | 第1条 ||認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住 み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の 人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」(以 下「支援チーム」という。)を設置し、早期診断・早期対応に 向けた支援体制を構築することを目的に船橋市認知症初期集中 支援チーム事業実施要綱を制定する。 (定義)
 - 0歳以上で、在宅で生活しており、かつ認知症が疑われる人、 又は認知症の人で、次の各号に掲げる基準に該当し、船橋市認 知症初期集中支援チーム事業の利用に本人または家族が同意し た者とする。
 - (1) 医療・介護サービスを受けていない者、又は中断をしてい る者で次のいずれかに該当する者
 - ア 認知症疾患の臨床診断を受けていない者
 - イ 継続的な医療サービスを受けていない者
 - ウ 適切な介護サービスに結び付いていない者
 - エ 介護サービスが中断している者
 - (2) 医療サービス・介護サービスを受けているが認知症の行 動・心理症状が顕著なため対応に苦慮している者 (支援チームの設置及び担当する圏域)

第3条 支援チームは、地域包括支援センターに設置し、担当する圏域は、別表の通りとする。

(支援チームの構成)

- 第4条 支援チームは、専門職2名以上及び専門医1名をもって 構成する。
- 2 専門職は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 保健師、社会福祉士、介護支援専門員<u>又はこれらに準ずる</u> 者であり、かつ、認知症の医療や介護における専門的知識及 び経験を有すると市が認めた者
 - (2) 認知症ケアや在宅ケアの実務及び相談業務等に3年以上携わった経験がある者
 - (3) 国が別途定める「認知症初期集中支援チーム員研修」を受講し、必要な知識・技能を修得した者。ただし、やむを得ない場合には、国が定める研修を受講した者が受講内容を共有することを条件として、同研修を受講していない者の事業参加も可能とする。
- 3 <u>専門医は、</u>日本老年精神学会若しくは日本認知症学会の定める 3 専門医または認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師のいずれかに該当し、かつ、認知症サポート医である医師<u>とする。</u>ただし、<u>当該</u>医師の確保が困難な場合には、当分の間、次の各号の<u>いずれかに該当する</u>医師も認めることとする。
 - (1) 日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医または認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師であって、今後5年間で認知症サポート医研修を受講する予定のある者

第3条 支援チームは、直営地域包括支援センターに設置する。 2 支援チームの担当する圏域は、別表の通りとする。

(支援チームの構成)

- 第4条 支援チーム<u>の構成</u>は、専門職2名以上及び専門医1名を もって<mark>編成</mark>する。
- 2 専門職は、次の各号をすべて満たす者とする。
 - (1) 保健師、社会福祉士、介護支援専門員等の医療保健福祉に 関する資格を有する者
 - (2) 認知症ケアや在宅ケアの実務及び相談業務等に3年以上 携わった経験がある者
 - (3) 国が別途定める認知症初期集中支援チーム員研修を受講し、必要な知識・技能を修得した者。ただし、やむを得ない場合には、国が定める研修を受講した<u>チーム員</u>が受講内容を<u>チーム内で</u>共有することを条件として、同研修を受講していないチーム員の事業参加も可能とする。
- 日本老年精神学会若しくは日本認知症学会の定める専門医または認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師のいずれかに該当し、かつ、認知症の確定診断を行うことのできる認知症サポート医である医師。ただし、上記医師の確保が困難な場合には、当分の間、次の各号の医師も認めることとする。
- (1) 日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医または認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師であって、今後5年間で認知症サポート医研修を受講する予定のある者

(2) 認知症サポート医であって、認知症疾患の診断・治療に5 年以上従事した経験を有する者(認知症疾患医療センター等 の専門医と連携を図っている場合に限る。)

(支援チームの業務)

- |第5条 支援チームは、次に掲げる各号の業務を行うものとする。|第5条 支援チームは、次に掲げる各号の業務を行うものとする。
 - (1) 支援チームの役割や機能についての広報活動に関するこ と。
 - (2) 支援対象者及びその家族に対する情報収集や訪問支援、ア セスメント等の認知症の初期集中支援に関すること。
 - (3) 認知症相談事業との連携に関すること。
 - (4) 認知症初期集中支援における関係機関等との連携に関す ること。

(チーム昌会議の開催)

- 第6条 支援対象者へ医療・介護サービスが円滑に導入されるこ とを目的とし、専門医も含めたチーム員会議にて、支援の方向 性を決定していく。
- 2 チーム員会議の所掌事務は、次に掲げるものとする。
 - (1) 支援対象者の課題や必要な支援についてアセスメントを

(2) 認知症サポート医であって、認知症疾患の診断・治療に5 年以上従事した経験を有する者(認知症疾患医療センター等 の専門医と連携を図っている場合に限る。)

(支援チームの業務)

- - (1) 支援チームの役割や機能についての広報活動に関するこ と。
 - (2) 支援対象者及びその家族に対する情報収集や訪問支援、ア セスメント等の認知症の初期集中支援に関すること。
 - (3) 認知症相談事業との連携に関すること。
 - (4) 認知症初期集中支援における関係機関等との連携に関す ること。

(支援チームを設置していない地域包括支援センターの役割)

第6条 支援チームを設置していない地域包括支援センターは、 担当する地区に支援対象者がいる場合、支援チームと連携して 支援対象者及びその家族に対する情報収集等を行い、支援方針 等について助言が必要な場合は、支援チームに相談のうえ必要 に応じてチーム員会議を開催することとする。なお、その場合 は、必ずチーム員会議に出席し協働して支援に努めることとす る。

(チーム員会議の開催)

- | 第7条 支援対象者へ医療・介護サービスが円滑に導入されるこ とを目的とし、専門医も含めたチーム員会議にて、支援の方向 性を決定していく。
- 2 チーム員会議の所掌事務は、次に掲げるものとする。
 - (1) 支援対象者の課題や必要な支援についてアセスメントを

する。

- (2) アセスメント内容に応じて、支援方針、支援内容や支援頻度等を検討する。
- 3 支援チームは必要に応じて、かかりつけ医や介護支援専門員、 関係課職員等の参加を依頼するものとする。

(支援チームを設置していない地域包括支援センターの役割)

第7条 支援チームを設置していない地域包括支援センターは、 担当する地区に支援対象者がいる場合、支援チームと連携して 支援対象者及びその家族に対する情報収集等を行い、支援方針 等について助言が必要な場合は、支援チームに相談のうえ必要 に応じてチーム員会議を開催することとする。なお、その場合 は、必ずチーム員会議に出席し協働して支援に努めることとす る。

(認知症初期集中支援チーム検討委員会の設置)

- 第8条 認知症初期集中支援業務を実施する支援チームの設置及び活動状況や、当該事業を行う日常生活圏域を含む地域の関係機関や関係団体の一体的な事業の推進・評価を行うため、認知症初期集中支援チーム検討委員会(以下「検討委員会」という。)を開催する。
- 2 検討委員会では、支援チームの活動のうち次の事項について、 検討を行うものとする。
 - (1) 支援チームの活動状況に関すること。
 - (2) 認知症に関する関係機関との連携に関すること。
 - (3) その他支援チームの活動について必要な事項に関すること。
- 3 船橋市高齢者虐待防止等ネットワーク運営委員会が認知症初

する。

- (2) アセスメント内容に応じて、支援方針、支援内容や支援頻度等を検討する。
- 3 支援チームは必要に応じて、かかりつけ医や介護支援専門員、 関係課職員等の参加を依頼するものとする。

(認知症初期集中支援チーム検討委員会の設置)

- 第8条 認知症初期集中支援業務を実施する支援チームの設置及び活動状況や、当該事業を行う日常生活圏域を含む地域の関係機関や関係団体の一体的な事業の推進・評価を行うため、認知症初期集中支援チーム検討委員会(以下「検討委員会」という。)を開催する。
- 2 検討委員会では、支援チームの活動のうち次の事項について、 検討を行うものとする。
 - (1) 支援チームの活動状況に関すること。
 - (2) 認知症に関する関係機関との連携に関すること。
 - (3) その他支援チームの活動について必要な事項に関すること。
- 3 船橋市高齢者虐待防止等ネットワーク運営委員会が認知症初

期集中支援チーム検討委員会の機能を担うものとする。 (守秘義務)

秘密及び個人情報を漏らしてはならない。また、その職を退い た後も同様とする。

(庶務)

行うこととする。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表

設置場所	担当する圏域
中部地域包括支援センター	中部圏域
東部地域包括支援センター	東部圏域
西部地域包括支援センター	西部圏域
南部地域包括支援センター	南部圏域
北部地域包括支援センター	北部圏域

期集中支援チーム検討委員会の機能を担うものとする。 (守秘義務)

第9条 支援チームのチーム員は、支援チームの業務で知り得た 第9条 支援チームのチーム員は、支援チームの業務で知り得た 秘密及び個人情報を漏らしてはならない。また、その職を退い た後も同様とする。

(庶務)

|第 10 条 支援チームの庶務は、健康・高齢部包括支援課において|第 10 条 支援チームの庶務は、健康・高齢部包括支援課において 行うこととする。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表

設置場所	担当する圏域
中部地域包括支援センター	中部圏域 <u>・南部圏域</u>
東部地域包括支援センター	東部圏域 <u>・北部圏域</u>
西部地域包括支援センター	西部圏域